

○平成31年度 小笠原自然保護官事務所（父島）事務所（事務補佐員）  
の募集について

1. 採用機関

環境省 関東地方環境事務所

2. 就業場所及び募集人数

(1) 勤務先 小笠原自然保護官事務所

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町（小笠原世界遺産センター内）

(2) 募集人数 1名

3. 業務の内容

総務分野を主とした補助業務

[総務関係]

- 電話・来客応対、事務所共有メールの確認、事務所の管理（清掃、ゴミ出し等）
- 郵便等文書の発送・收受、文書等回覧及び書類整理
- 消耗品備品の購入・整理、コピー機などの機械の修理手続き

[会計関係]

- 契約関係、請求書・見積書確認、購入要求書作成等

[庶務関係]

- 出勤簿・休暇簿・超過勤務命令簿等とりまとめ
- 官用車点検等の手続及び運行日誌等とりまとめ

[国立公園管理業務の補助]

- 各種照会への回答及び関係機関との連絡調整
- 自然公園法許可処理等の書類作成及び入力補助、その他各種書類作成等
- 小笠原世界遺産センターの開館・閉館作業、来客・問合せ等対応
- 世界自然遺産や国立公園の普及啓発等資料作成の補助

4. 雇用条件

国家公務員法の適用を受ける非常勤の国家公務員としての採用・任用となります。労働契約とは異なります。

(1) 必要な経験等

- ・パソコン（エクセル・ワード・一太郎）及び電子メールの操作に長けていること。
- また、海外の方の来館対応等もあるため、英語での対応ができれば、なお可。

(2) 雇用期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで。

- ・原則として採用後1ヶ月間は条件付採用期間となります。
- ・前年度の勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、連続2回を限度として更新で

きる場合があります。

(3) 勤務日数

週5日（完全週休2日制、土・日、祝日休み）

※ただし、土日祝日で、小笠原世界遺産センターの開館対応のため、勤務を命じることがある。

(4) 勤務時間

8時30分～17時15分（1日7時間45分）

（休憩時間：12時00分～13時00分）

(5) 給与・手当等

①給与は日給月給（日給×日数）を翌月16日支給）

②給与額は学歴・職歴を考慮の上決定。 月平均154,950円～174,780円

③その他賞与、通勤手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当を支給（当方規定による）

※その他、出張旅費を支給します。

※勤務地への赴任に要する旅費は支給しません。

(6) 加入保険等

雇用保険、健康保険、厚生年金等

5. 応募方法

次の(1)から(4)を、平成31年2月14日（木）必着で(5)書類送付先あてに郵送して下さい。詳細は、別添の募集資料のとおり。

(1) 履歴書

(2) 職務経歴書

※必要に応じて、業務実績や自己PRを別紙（A4版2枚程度）で添付してこまいません。

(3) ハローワーク紹介状

(4) 返信用封筒1通

※応募書類が入る封筒に住所と氏名を書いて相応の切手を貼付して下さい。

※不採用者には、応募書類の返送に併せ書面で連絡します。

なお、返信用封筒がない場合は、責任廃棄いたしますのであらかじめご了承ください。

(5) 書類送付先

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町 小笠原世界センター内

関東地方環境事務所 小笠原自然保護官事務所 上席自然保護官  
菅野宛

※書類の送付に当たっては、封筒に「事務補佐員 応募書類在中」と朱書きして下さい。

## 6. 応募期間

平成31年2月14日（木）必着

## 7. 選考方法

(1) 一次選考：書面審査（履歴書等により書類審査を行います）

(2) 二次選考：面接（平成31年2月19日以降の予定）

※一次選考後、選考通過者には電話にて面接日時、場所を、不合格者には応募書類の返送に併せ書面にて通知します。

※最終選考結果については、本人あて通知します。

(3) 以下に該当する方は応募できませんのでご了承下さい。

- ・成年被後見人、被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受ける事がなくなるまでの者
- ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※選考の経過及び結果についての問合せには応じられませんので、ご了承下さい。

## 8. お問い合わせ先

関東地方環境事務所 総務課 吉田、奥山

TEL 048-600-0516